

6月11日討論要旨（中国における「裁判」の理念・役割、そして限界?）

林礼釗（STA）

Guiding Question

司法権の独立、裁判官の職権行使の独立は近代立憲主義の大原則である。特に有罪か無罪か、また有罪の場合は刑罰量を決める刑事裁判では、人権侵害・政治的抑圧に対する憂慮から、政治権力からの独立の必要性・重要性が認められる。他方、中国ではこうした考えは採られていない。そこで認められているのは、政治権力のコアである「共産党の領導」の下での「裁判の独立」である。司法の独立をめぐる両者の態度は截然と異なる。A 中国のこうした裁判システムはどのような文脈・環境で、如何なる論理で正当化されているのか、（どのような裁判システムでも問題は生じうるとして）B 実際にどのような問題が生じているのか。

討論では、各問題について主に以下の意見が提起された。

問題 A 1 統治の安定、社会の安定のために共産党が法律を作る。歴史的に見れば、このような伝統があり、「新中国」初期も、社会安定のため、強い制度が必要であった。2 共産党による教育、宣伝や報道によって、国民は「洗脳」された。また、裁判官個人で判決を出すよりも、バックに共産党がいるということが分かることで、国民は判決を受け入れやすい。3 ここでの「独立」は「自由」を意味するものではなく、一種の権力の獲得を意味する。監視の下での「独立」という考えを共産党は強く持っている。4 国民の裁判官に対する不信感が考えられる。行政・司法が一体となっており、それを別々として考える人は多くない。また、「新中国」以降「全人代」制度が作られた。人民から代表を選んでいるため、人民による監督が正当化された。

問題 B 1 司法の独立ができていない。公平・正義が守れない。裁判官は仕事に対して消極的である。2 判決が不公平になってしまう。また、判決は一審でほぼ確定されてしまい、上訴しても（二審）同じ判決となる。3 裁判官の存在の意味があまり感じられない。また、主観性が強く、客観性が欠如している。4 党の利益、行政の利益に関わり、また地方の利益団体と癒着しているため、正当な判決はできない。

担当教員の総括：第1グループの「社会安定のために強い制度が必要だ」という「理屈」はさらに考える必要があると思う。社会安定のために裁判をコントロールする必要があるという考えはかつての日本やヨーロッパでも存在していたが、他方、裁判を権力者から手放したほうが権力が安定するという考えもある。そして、第2グループの議論にあったように、中国では二審制であるが、実際、二審制の意味がなくなっている。第3グループから「客観性の欠如」という論点が出てきたが、法律を条文（ことば）にしたら客観的に見えるが、実際には人によってその条文の解釈が異なってくる。つまり、法律を適用するという作業は非常に主観的である。もちろん、「客観性」という認識は重要であり、法律を制定する社会的意味を示している。また、第4グループの論点にあったように、国民は裁判官に対して不信感を持っている。しかし、裁判官が信用できないから共産党の指導・監督が必要だという「理屈」の根拠をさらに考える必要がある。一番権力を持っている共産党は信用できるかが最も大きな問題だと思う。最後に、「全人代」の議論が出てきたが、しかし「全人代」は本当に人民の代表なのか。自由な選挙が行われず、人民を代表していないところが「全人代」の一番の問題だと思う。文脈・環境といったコンテキストが変われば、その理屈や論理も変わってくる。